



2025年中国商標法改正草案に関する考察 —日本企業のブランド保護に与える影響の観点から—

1. はじめに

2025年12月27日、中国全国人民代表大会（全人代）ウェブサイトは「中華人民共和國商標法（改正草案）」（以下「本草案」という）を公表し、全人代常務委員会による第1次審議を経て、パブリックコメントの募集に入りました。立法プロセスを考慮すると、本草案は2026年中に可決・施行される可能性があります。

今回の改正は、中国当局が商標の出願登録から使用に至るまで、包括的な管理強化と審査プロセスの効率化を図る立法精神を反映しています。中国に進出する日系企業のブランド保護計画、商標登録、権利行使の実施等に影響を及ぼす可能性があります。本稿では、日本企業の中国におけるブランド保護に与え得る影響という観点から、本草案の主要な改正点を簡潔に紹介します。

2. 改正が与え得る影響

(1) 商標出願における「使用の意思がない」の認定について

現行法では、使用を目的としない悪意の商標出願は拒絶されると規定されていますが、草案第18条は、「事業活動の通常の需要を明らかに超えるもの」を「使用の意思がない」ことの判断基準の一つとし、そのような商標の登録を禁止しています。

実務上、多くの既存登録を保有する日本の大企業が、重要ブランドについて防衛目的で商標出願を行う際、この問題に直面する可能性があります。したがって、企業は防衛目的で商標出願を行う前に、なぜ防衛的な商標出

願をする必要があるのかについての社内での協議・検討記録（ブランドが先取り出願に遭った記録、偽造品や模倣品の出現を示す記録等を含む）を事前に整備し、出願が拒絶された場合に、その出願が合理性を有し、企業の経営需要を超えないものであることを説明できるようにしておくことが有益です。

(2) 商標使用行為に対する管理強化について

草案第56条は、商標権者が登録商標を使用する過程において、「公衆を誤認させる方法で登録商標を使用した」場合、過料に処される可能性があるだけでなく、情状が重い場合には「登録を取り消される」可能性がある旨を追加規定しています。

これは、企業の商標登録後の使用管理業務に対し、新たな課題を提起するものです。すなわち、いかに規範的に登録商標を使用するかという課題です。特に、どのような行為が「公衆を誤認させる方法」による使用に該当するかが問題となります。これについて本草案には明確な規定はありませんが、2025年11月17日付「国家知識産権局弁公室による商標使用管理強化に関する通知」（国知弁函保字〔2025〕916号）における「登録商標を欺瞞的に使用する」行為が参考となります。例としては、企業が登録商標を商品名、広告宣伝用語、商品包装等と組み合わせて使用した結果、公衆が品質、原産地等について誤認を生じるおそれのある行為、登録事項を自ら変更して誤認を招くおそれのある行為などが挙げられます。今後のブランド使用管理は、中国で事業活動を行う企業が特に注視すべき課題

の一つとなることを見込まれます。

(3) 審理中止と事情変更の原則の適用排除について

現行法では、先の権利の確定が他の事件の結果を根拠としなければならない場合に国家知識産権局が「審査を中止することができる」と規定されていますが、草案第40条は、当局が商標事件を審理するにあたり、先の権利の確定が他の事件の結果を根拠としなければならない場合は「原則として審査・審理を中止すべき」と規定しています。同時に、裁判所が商標拒絶査定不服審判決定、登録不許可審判決定または無効審決を対象とする訴訟事件を審理する際には、「訴訟対象となった決定または裁定がなされた時点における事実状態を基準としなければならない」と規定しています。

これは、本草案成立後、中国の裁判所が商標訴訟において事情変更の原則を適用する余地を基本的に排除することになります。他方、権利行使において、権利者が先行商標を根拠に他者の商標に対して異議申立てや無効審判などを実施すると、直ちに反撃を受ける可能性が高まります。すなわち、相手方が権利者の先行商標に対して不使用取消などを提起し、同時に不使用取消事件の審決前に、異議申立て事件や無効審判事件の審理中止を申請するケースが想定されます。これにより、企業は権利行使措置を講じる前に、リスク評価と対応策を事前に準備しておく必要があります。

(4) 商標使用許諾者と被許諾者に対する管理強化について

草案第55条第1項は、「許諾者は、被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない」との規定に加え、「被許諾者が品質保証義務を履行しない場合、許諾者は商標使用許諾契約を解除する権利を有

する」旨を追加しています。これは、ブランドのライセンス使用が広く普及している経済環境下、中国がブランドのライセンス関係および各主体の義務履行に対する管理を強化する方針を示しています。

なお、本草案第72条は、「商標権を侵害する行為」に対して、「何人も」商標執行部門に苦情または通報することができる旨を追加規定しています。したがって、日系企業が自社ブランドの中国における使用を許諾する場合、本草案第72条を利用した「職業的な通報者」による悪意のある通報のリスクと対応コストを可能な限り低減するため、企業内部でブランド許諾制度を整備し、適切な手段と方法により品質保護の監督に努めることが望まれます。

(5) 商標異議期間の短縮

草案第35条は、初歩査定公告された商標に対する異議期間を「3か月」から「2か月」に改定しています。これは、商標権利者がより迅速に商標登録を取得する上で有利に働きます。

3. おわりに

以上の改正草案の条項から、本草案が商標権利者自身のブランド保護計画、商標使用管理、権利の行使および維持等に対して、より高い要求を課していることが考えられます。当方では本草案の審議状況を注視し、必要に応じて参考情報を随時お届けしてまいります。

筆者紹介

TMI北京オフィス商標チーム

2021年にTMI総合法律事務所内に設立された中国商標チームは、数多くの日系企業の商標関連案件を取り扱ってきました。